⑼　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

⑽　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑾　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,600点以上の土木工事と1,350点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,600点以上（土木工事）及び1,350点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事と1,150点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）及び1,150点以上（ＰＣ上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事又は1,150点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）又は1,150点以上（ＰＣ上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１及び求める実績２及び求める実績３及び求める実績４に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書（案）の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が30万㎥以上の道路土工工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）40m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚を新設した工事

求める実績３

ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積60㎡以上かつ延長が700m以上ある道路トンネルの工事（複数の道路トンネルでの述べ延長は施工実積として認めない）

求める実績４

片持張出し架設工法により架設した最大支間長95m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が15万㎥以上の道路土工工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚を新設した工事

求める実績３

ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上かつ延長が300m以上ある道路トンネルの工事（複数の道路トンネルでの述べ延長は施工実積として認めない）

求める実績４

片持張出し架設工法により架設したＰＣ箱桁橋の工事

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

⒜　経営事項評価点数1,300点以上の土木工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

求める実績１

土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が30万㎥以上の道路土工工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）40m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚を新設した工事

求める実績３

ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積60㎡以上かつ延長が700m以上ある道路トンネルの工事（複数の道路トンネルでの述べ延長は施工実積として認めない）

⒝　経営事項評価点数1,150点以上のＰＣ橋上部工工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

求める実績４

片持張出し架設工法により架設した最大支間長95m以上あるＰＣ箱桁橋の工事